

# 改訂版耐震診断・改修のためのガイドライン講習会 質疑回答書

平成 23 年 7 月 15 日

## 低強度コンクリートについて

**質疑 1** 診断時にコンクリートコアを当初 3 本採取し推定強度が 13.5N/mm<sup>2</sup> 未満となり、診断時に追加コアを 3 本採取し計 6 本での推定強度が 13.5 N/mm<sup>2</sup> 以上(その内 1 本は低強度)、ヤング係数未測定という条件の場合、改修の評価取得において、「推定強度は 13.5 N/mm<sup>2</sup> 以上だが、1 本以上のコア強度が 13.5 N/mm<sup>2</sup> 未満に該当し、新たに 3 本以上のコアを採取する」に該当し、改修時に 3 本追加コアを採取し、計 9 本にして推定強度を算定が必要なのでしょうか。また、ヤング係数の実験は、「絶対条件ではない」に該当し、改修時 3 本のコアを追加した計 9 本の推定強度が 13.5 N/mm<sup>2</sup> 未満の場合のみヤング係数の実験が必要に該当するのでしょうか。

**回答 1** ガイドラインの改定以前に 13.5N/mm<sup>2</sup> 以上で診断評価をとっている物件であれば、追加調査の必要はありません。ただし、発注者や申請者が追加調査が必要であると判断した場合はこの限りではありません。また 23 年 7 月以降の物件で、新しいガイドラインを適用する場合は、追加調査は必要となります。

**質疑 2** ガイドライン P11～P13 の低強度コンクリートの評価方法フローについて

採取したコアに 13.5N/mm<sup>2</sup> 未満のものが存在する場合において

- ① 診断時に追加コアを採取の上、13.5N/mm<sup>2</sup> 未満のものがすべて棄却された場合においてもヤング係数は 1991 年の RC 基準の計算式を用いて計算するのでしょうか？
- ② 改修 2 のフロー図にある“全てのコア強度が 13.5N/mm<sup>2</sup> 以上”とは、①で棄却されたコアを除いたもので、ということでしょうか？

**回答 2** ① ガイドラインどおりとします。ただし、申請者が追加検討を行った場合はこの限りではない。  
② そのとおりです。

## ※低強度コンクリートのその他の注意点

追加調査で行ったコンクリート試験(応力歪み測定・ヤング係数及び比重測定の実施)の結果が以前の調査より悪くなった場合は、追加調査のコンクリートの結果を採用する。

試験結果の例

	以前の調査	追加調査	両方の平均
3階	12.93	10.46	11.59
2階	10.34	8.01	9.04
1階	14.30	7.29	9.82

※採用する。

## 架構の取り扱いについて

**質疑 3** ガイドライン本文 4. 24 「スパンが9mを超える架構の取り扱いについて」で、「……長期応力の影響を考慮、架構の耐力を計算する」とありますが、これは梁崩壊を考慮して、部分的に3次診断を行うということでしょうか？

**回答 3** 部分的に第3次診断を行うという意味ではなくて、文面どおり架構の耐力を計算して下さい。

## 耐力偏心について

**質疑 4** 耐力偏心の規定は在来の鉄骨内付工法にも適用されるのでしょうか。

**回答 4** そのとおりです。

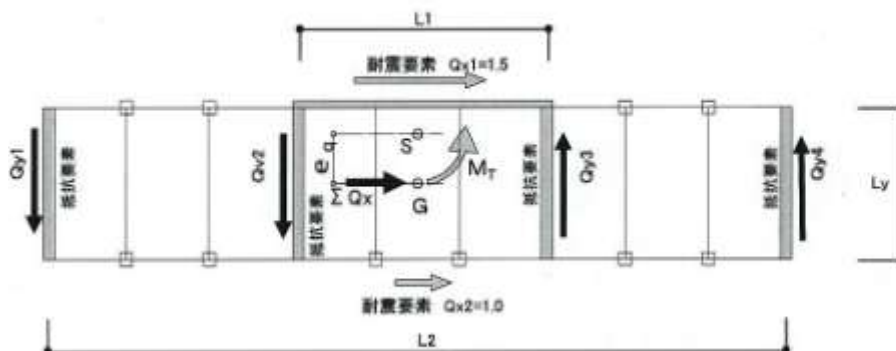
## 文章の表現について

**質疑 5** ガイドライン P25 中段 L1 と L2 の凡例が逆ではないか？

**回答 5** そのとおりです。

— 耐力偏心の検討における参考例 —

1) 対象範囲内であることの検証



- G: 重心位置
- S: 耐力芯位置
- $e_q$ : 耐力偏心距離
- $M_r$ : 偏心モーメント ( $\sum Q_x \cdot e_q$ )
- $Q_x$ : X方向の耐震要素
- $Q_y$ : 偏心モーメントによりY方向に作用する水平力
- $Q_{uy}$ : Y方向の抵抗要素

- L1: 補強構面内の架構で抵抗する場合の架構スパン
- L2: 補強構面外の両妻架構で抵抗する場合の架構スパン

訂正箇所

$$G(\text{重心距離}) = 0.5L_y$$

$$S(\text{耐力心距離}) = 0.6L_y$$

$$e_q(\text{耐力偏心距離}) = 0.6L_y - 0.5L_y = 0.1L_y \Rightarrow 0.1L_y \text{以下} \therefore OK < \text{評価範囲内} >$$

質疑6 ガイドライン P31 20 行目 三次診断は第3次診断ではないか？

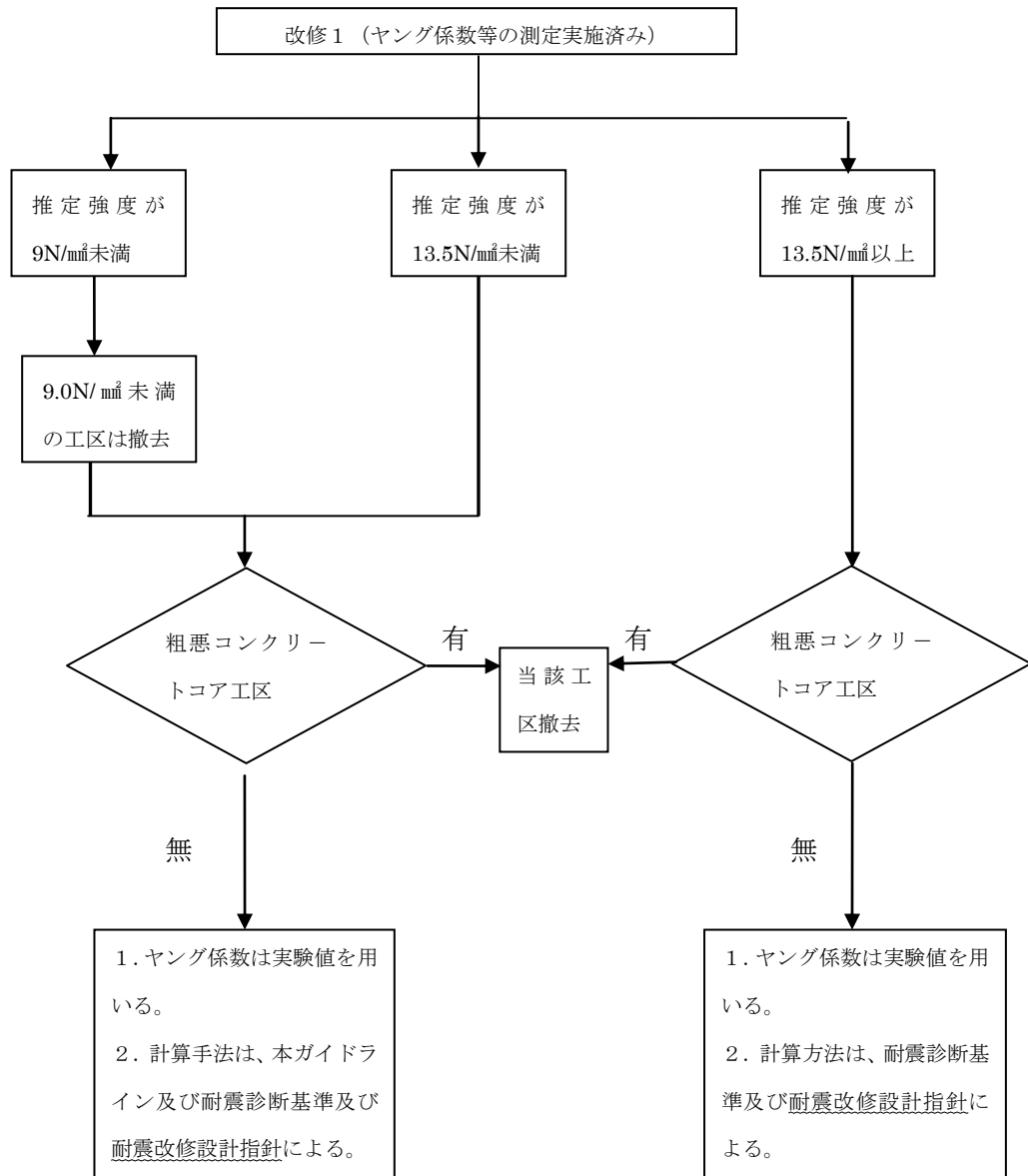
回答6 そのとおりです。

質疑7 ガイドライン P12, 13 改修1及び改修2の表の最下段は「耐震診断基準・同解説」ではなく、「改修基準」ではないのか？

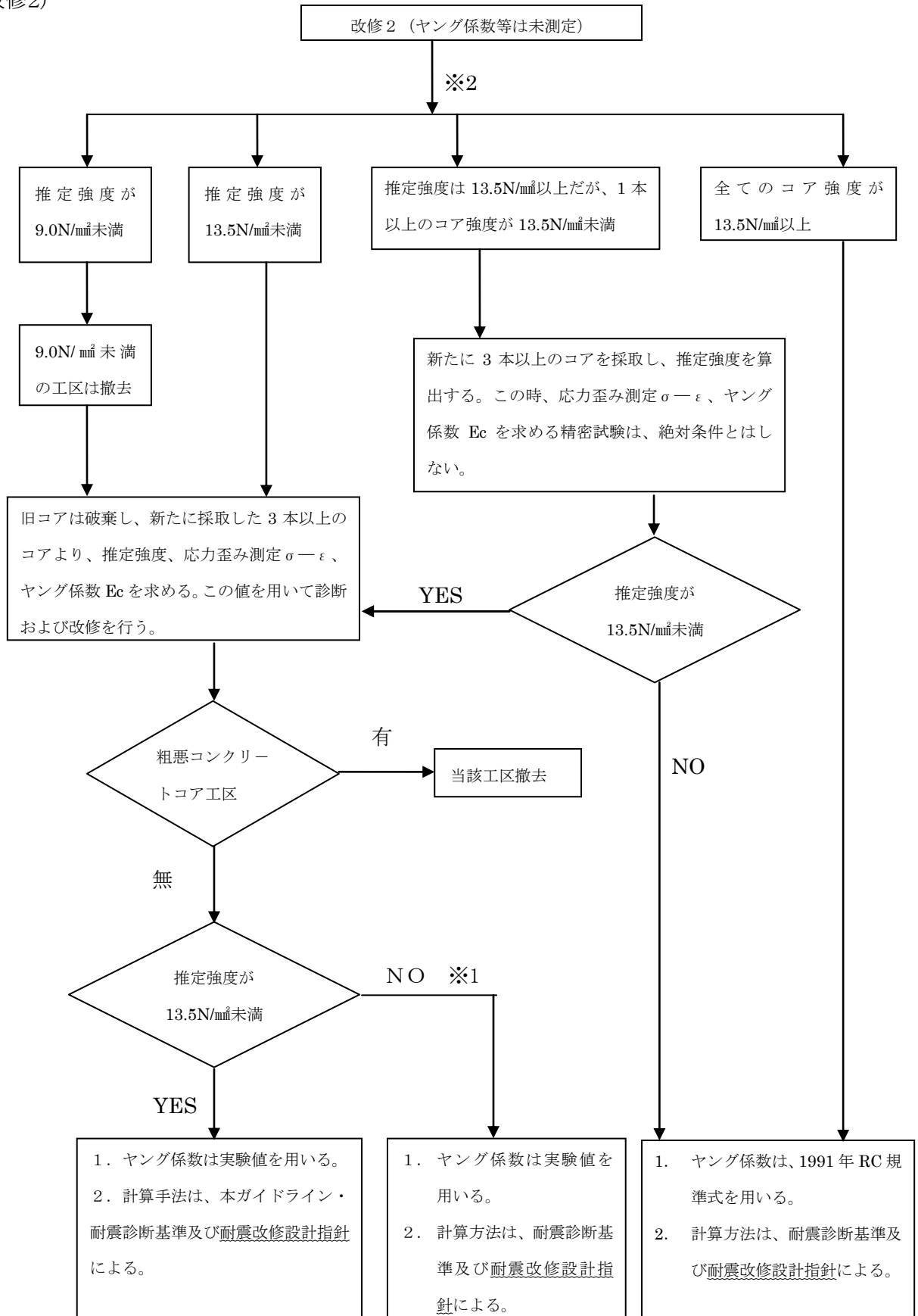
回答7 「改修指針」を含めたものとします。

修正したフロー図 2 ページ分

(改修1)



(改修2)



※1: 推定強度が 13.5N/mm<sup>2</sup>以上であれば、13.5N/mm<sup>2</sup>未満のコアが含まれていても良い。

※2: 推定強度が弱い方へのルート選択は可